



目 次	ページ
規 則	
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
告 示	
○定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	1
公 告	
○第38期高知県労働委員会委員候補者推薦要領 (雇用労働政策課)	2
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (12・6 掲示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	3
正 誤	
◎正誤 (平22・12・1 付け 目次ほか)	4

規 則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成23年12月20日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第72号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則
高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成23年高知県条例第30号) 附則の規定に基づき、同条例 (高知県立武道館の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県

条例第13号) 別表第2の1の表の改正規定中設備の冷暖房設備の試合場に係る部分に限る。)の施行の日は、平成24年1月1日とする。

告 示

高知県告示第788号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第11条第1項の規定により、定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。
平成23年12月20日
高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

- ◎定置漁業権 (1件)
- 公示番号 定第1,042号 (勤崎南沖 ぶり)
 - 漁場の位置及び区域
 - 漁場の位置 幡多郡大月町一切勤崎南沖イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町一切大濬県漁場基点
基点乙 幡多郡大月町一切勤崎南小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に90度59分の線と乙から甲を見通した線から右に62度31分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に35度24分の線と乙から甲を見通した線から右に118度0分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に3度3分の線上甲から95.5メートルの点
エ 甲から乙を見通した線から右に54度23分の線上甲から38.0メートルの点
甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ甲を結ぶ5直線により囲まれた区域
 - 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり、さば、その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業
 - 地元地区
幡多郡大月町一切
 - 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 第2 免許予定日
平成24年3月23日
- 第3 漁業権の免許申請期間

平成24年1月16日から同年2月3日まで

第4 漁業権の存続期間

免許の日から平成25年8月31日まで
(この告示による定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第789号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年12月20日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 194号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町葛原字大橋228番1	前	18.4 }	58
	後	18.4 }	63

高知県告示第790号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年12月20日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 奥の谷日比原
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水下分字下川ノ向363番7から	前	3.8 }	44
		10.0	

吾川郡いの町清水下分字北478番7まで	後	14.2 }	44
		25.0	

高知県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年12月20日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下山越知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町字カラヒ乙4743番2から高岡郡佐川町庄田字胡麻ノ坂1123番1まで	前	4.5 }	623
	後	4.5 }	623
		18.0	
		47.4	

公 告

高知県労働委員会の第38期委員を任命したいので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合又は使用者団体は、次の要領により、それぞれ労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦してください。

平成23年12月20日
高知県知事 尾崎 正直
第38期高知県労働委員会委員候補者推薦要領

- 1 候補者を推薦する者の資格
 - (1) 労働者委員の候補者を推薦する者の資格
本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。
 - (2) 使用者委員の候補者を推薦する者の資格
本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。
- 2 候補者資格

特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

- 3 委員の定数及び任期
委員の定数は労働者委員及び使用者委員各5人で、委員の任期は2年とする。
- 4 推薦手続
 - (1) 推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。
 - (2) 推薦資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。
- 5 推薦締切日
平成24年1月23日（月）
- 6 推薦書の提出先
高知県商工労働部雇用労働政策課

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第24号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成23年12月20日
高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
 - (1) 審査の区分
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査
 - (2) 審査の実施日及び開始時間
平成24年2月23日（木）午前9時30分
 - (3) 審査の実施場所
高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部
- 2 審査の実施予定人員
50人
- 3 審査の対象者
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の

交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務の実施に関すること。
 - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査の申請手続

審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

- (1) 審査の申請の受付期間
平成24年1月30日（月）から同年2月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 審査申請書等の提出先
 - ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
 - イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署
 - ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署
- (3) 提出書類等
 - ア 審査申請書 1通
 - イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通
 - ウ 写真（審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚

<p>エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通 (4) 審査申請書等の提出方法 審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法 審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査の申請時に納付すること。 なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。</p> <p>7 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。</p> <p>8 審査の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p style="text-align: center;">----- 選挙管理委員会告示 -----</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第115号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,738人である。 平成23年12月6日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第116号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、172,817人である。 平成23年12月6日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫</p> <p>高知県選挙管理委員会告示第117号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。 平成23年12月6日（揭示済） 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫</p>	<table border="0"> <tr><td>高知県選挙区</td><td>92,736人</td></tr> <tr><td>室戸市、東洋町選挙区</td><td>5,671人</td></tr> <tr><td>安芸市、芸西村選挙区</td><td>6,685人</td></tr> <tr><td>南国市選挙区</td><td>13,288人</td></tr> <tr><td>土佐市選挙区</td><td>8,120人</td></tr> <tr><td>須崎市選挙区</td><td>6,807人</td></tr> <tr><td>宿毛市、大月町、三原村選挙区</td><td>8,466人</td></tr> <tr><td>土佐清水市選挙区</td><td>4,628人</td></tr> <tr><td>四万十市選挙区</td><td>9,875人</td></tr> <tr><td>香南市選挙区</td><td>9,326人</td></tr> <tr><td>香美市選挙区</td><td>7,955人</td></tr> <tr><td>奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区</td><td>3,471人</td></tr> <tr><td>長岡郡、土佐郡選挙区</td><td>4,030人</td></tr> <tr><td>吾川郡選挙区</td><td>9,347人</td></tr> <tr><td>高岡郡選挙区</td><td>18,247人</td></tr> <tr><td>黒潮町選挙区</td><td>3,654人</td></tr> </table>	高知県選挙区	92,736人	室戸市、東洋町選挙区	5,671人	安芸市、芸西村選挙区	6,685人	南国市選挙区	13,288人	土佐市選挙区	8,120人	須崎市選挙区	6,807人	宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,466人	土佐清水市選挙区	4,628人	四万十市選挙区	9,875人	香南市選挙区	9,326人	香美市選挙区	7,955人	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,471人	長岡郡、土佐郡選挙区	4,030人	吾川郡選挙区	9,347人	高岡郡選挙区	18,247人	黒潮町選挙区	3,654人	
高知県選挙区	92,736人																																	
室戸市、東洋町選挙区	5,671人																																	
安芸市、芸西村選挙区	6,685人																																	
南国市選挙区	13,288人																																	
土佐市選挙区	8,120人																																	
須崎市選挙区	6,807人																																	
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,466人																																	
土佐清水市選挙区	4,628人																																	
四万十市選挙区	9,875人																																	
香南市選挙区	9,326人																																	
香美市選挙区	7,955人																																	
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,471人																																	
長岡郡、土佐郡選挙区	4,030人																																	
吾川郡選挙区	9,347人																																	
高岡郡選挙区	18,247人																																	
黒潮町選挙区	3,654人																																	

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・12・1	号外44	○目次	1	左 (10)	○保安林の皆伐面積の <u>限度</u>	○保安林の皆伐面積の <u>限界</u>
平23・1・21	9308付録	目録	1	中	670 保安林の皆伐面積の <u>限度</u>	670 保安林の皆伐面積の <u>限界</u>
平23・11・15	号外37	◎規則	25	右 (26・27)	「第25条第1項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和28年政令第257号）第1条第1項から第3項まで」に改め、	「第25条第1項及び軌道法施行令（昭和28年政令第258号）」に改め、
平23・12・16	9400	○告示	2	中 (39・40)	<u>四万十町は、</u> 地方公共団体であり、平成23年3月には、	<u>四万十町は</u> 地方公共団体であり、平成23年3月には
				右 (4)	<u>ウ</u> において	<u>ウの項</u> において
				右 (5・6)	<u>県内最大の</u>	高知県内最大の
				右 (7・8)	50年が <u>経過</u> しており、	50年が経過しており
				右 (8・9)	<u>更に</u> これまで	さらに、これまで
				右 (10)	行政機関の <u>建物</u> としては、	行政機関の建物としては
				右 (11)	行政機能が <u>数箇所</u> に	行政機能が <u>数ヶ所</u> に
				右 (12)	<u>加えて</u> 、来庁者用の	さらに、来庁者用の
				右 (13)	<u>雨天時等</u> には、 <u>駐車場</u> が	雨天時には <u>駐車場</u> が
右 (14)	<u>高齢者</u> 、 <u>障害者</u> 等	<u>高齢者や障害者</u> 等				

	右 (16)	現在の本庁舎は、	現在の本庁舎は
	右 (22・23)	距離を <u>近付け</u>	距離を <u>近づけ</u>
	右 (25)	一層 <u>貢献することができるものである</u>	一層 <u>貢献できる</u>
	右 (29)	本件事業の <u>起業者である四万十町の調査</u>	起業者の調査
	右 (32)	本件事業は、 <u>環境影響評価法</u>	本件事業は <u>環境影響評価法</u>
	右 (35)	<u>起業者は、本件事業の</u>	起業者は <u>事業の</u>
	右 (37)	措置を <u>講ずること</u> と	措置を <u>講じること</u> と
	右 (38・39)	<u>利益は、軽微であると</u>	<u>利益は軽微であると</u>
	右 (41～43)	候補地が <u>挙げられていたが、最終的には、JR窪川駅東西複合案と緑林公園案との2つの</u>	候補地が <u>あげられていたが、最終的には窪川駅東西複合案と緑林公園案の2つの</u>
3	左 (4)	<u>来庁することができるという</u>	来庁 <u>できるという</u>
	左 (8)	勘案して <u>決定されており</u>	勘案して <u>決定しており</u>
	左 (14)	ウで述べたように、 <u>本件事業の起業地は、</u>	ウで述べたように <u>本件事業の起業地は</u>
	左 (16・17)	以上により、 <u>本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。</u>	したがって、 <u>本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。</u>
	左 (20・21)	現在の本庁舎は、 <u>昭和36年に建設されてから</u>	現在の本庁舎は <u>昭和36年に建設され</u>
	左 (21・22)	行政機能が <u>数箇所に</u>	行政機能が <u>数ヶ所に</u>

			左 (22)	円滑な行政事務の推進の	円滑な行政事務推進の
			左 (25)	必要が生ずること	必要が生じること
			左 (28)	現在の本庁舎は、	現在の本庁舎は
			左 (30)	危険性が高いと	危険性があると
			左 (41～43)	以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、 <u>土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。</u>	以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、 <u>土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。</u>
			中 (6)	<u>四万十町役場</u>	四万十町役場総務課